特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

倫理規程

（目的）

第１条　本規程は、特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット（以下「当法人」という）の役員及び職員（以下「役職員」という）が、社会からの信頼に応え、誠実に事業を遂行するための行動基準を定めることを目的とする。

（社会的責任と基本姿勢）

第２条　役職員は、本法人の理念に基づき、不特定多数の利益（公益）の増進に寄与するため、高い倫理観を持って行動しなければならない。

1. 法令遵守: 国内外の法令、定款、及び内部規程を厳格に遵守する。
2. 誠実性: 社会的良識に従い、誠実かつ公正に職務を遂行する。

（人権の尊重と差別の禁止）

第３条　役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、障害の有無等による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行わない。ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）を一切容認しない。

（利益相反の防止と公私の区別）

第４条

1. 役職員は、本法人の利益と自らの利益が対立する恐れがある場合、速やかに理事会に報告し、承認を得なければならない。
2. 役職員は、本法人の資産や地位を、私的な利益のために利用してはならない。
3. 役職員は、本法人の資産の売却、貸付け、譲与、金銭の給付、その他一切の取引において、特定の個人、職員、役員、寄付者、またはこれらに準ずる者に対し、特別の利益を与えてはならない。

（情報の管理と守秘義務）

第５条

1. 役職員は、職務上知り得た個人情報及び機密情報を、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この義務は退職後も同様とする。
2. 役職員は、情報の公開にあたっては、正確かつ誠実に発信を行い、虚偽の報告をしてはならない。

（収賄・贈収賄の禁止）

第６条　役職員は、その職務に関して、不当な利益を得るために金品や接待を受け、または提供してはならない。

（政治・宗教活動の制限）

第７条　役職員は、本法人の名称を利用して、特定の政治家、政治団体、政党、宗教家、宗教団体を支持し、又はこれに反対するための活動を行ってはならない。

（環境への配慮）

第８条　役職員は、事業活動を通じて環境負荷の低減に努め、持続可能な社会の実現に寄与するよう努める。

（造反への対処）

第９条

1. 本規程に違反する疑いがある行為を発見した者は、監事又はコンプライアンス責任者に報告する。
2. 当法人は、前項の報告を行った者に対し、報告したことを理由に不利益な扱いをしてはならない。
3. 当法人は、本規程に違反した役職員に対しては、就業規則または定款の定めに従い、厳正な処分を行う。

附則

本規程は、令和８年６月１日より施行する。